



2021年5月24日

各 位

会社名 住友金属鉱山株式会社  
代表者名 代表取締役社長 野崎 明  
(コード番号 5713 東証第 1 部)  
問合せ先 広報 I R 部広報グループ長  
草薙 英昭  
(TEL 03-3436-7705)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2021年6月25日開催の第96期定時株主総会に定款一部変更議案を付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 変更の目的

取締役会の監督機能を維持・強化するため、取締役会長を置かない場合等に執行の最高責任者である取締役社長が自動的に取締役会議長となる仕組みを改め、より柔軟な対応ができるよう定款第25条に所要の変更を行うものであります。また、コーポレートガバナンス強化の観点から相談役制度を廃止するため、現行定款第46条を削除し、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

別紙のとおり。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2021年6月25日(金)
定款変更の効力発生日	2021年6月25日(金)

以上

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集権者、議長)</p> <p>第 25 条 取締役会は、取締役会長が招集し、その議長となる。取締役会長にさしつかえがあるとき、または取締役会長を置かないときは、<u>取締役社長がこれにあたり、取締役社長にさしつかえがあるときは、他の取締役があらかじめ取締役会において定められた順序によってこれに代わる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 7 章 相談役</p> <p><u>(相談役)</u></p> <p>第 46 条 取締役会は、その決議によって<u>相談役を定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 8 章 計算</p> <p>第 47 条～第 50 条 (省略)</p>	<p>(招集権者、議長)</p> <p>第 25 条 取締役会は、取締役会長が招集し、その議長となる。取締役会長にさしつかえがあるとき、または取締役会長を置かないときは、他の取締役があらかじめ取締役会において定められた順序によってこれに<u>あたる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計算</p> <p>第 46 条～第 49 条 (現行どおり)</p>

以上